

大規模事業評価実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「政策等の評価に関する条例」(平成15年岩手県条例第60号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、「知事が行う政策等の評価に関する規則」(平成15年岩手県規則第116号。以下「規則」という。)に規定する大規模事業評価に関し必要な事項を定める。

(評価の対象)

第2 大規模事業評価の対象とする事業は、次のとおりとする。

(1) 大規模公共事業 規則第9条に規定する事業のうち、別表1に掲げる事業及び新たに公共事業として創設しようとする事業であって、事業に要する経費の額(以下「総事業費」という。)が50億円以上の事業

(2) 大規模施設整備事業 施設整備に係る事業のうち、総事業費が25億円以上の事業又はこれに準ずる事業で知事が必要と認める事業

2 大規模公共事業の事後評価の対象事業は、次の各号に定める事業のうち、別表2(「大規模事業事後評価実施計画(以下「事後評価実施計画」という。))に掲げる事業とする。

(1) 規則第9条第1項第1号に掲げる事業 事業完了後概ね3年を経過したもの

(2) 同項第2号から第12号に掲げる事業 事業完了後概ね5年を経過したもの

(3) 同項第13号に掲げる事業 事業完了後概ね6年を経過したもの

3 大規模施設整備事業の事後評価の対象事業は、事業完了後概ね5年を経過した事業のうち、別表2に掲げる事業とする。

(事前評価及び再評価対象事業の報告)

第3 各部局長は、政策企画部長が別に定める日(規則第13条第2項において準用する規則第9条第2項第5号の再評価にあつては、必要が生じた日)までに、事前評価及び再評価の対象となる事業を政策企画部長に報告するものとする。

(事後評価実施計画の策定)

第4 各部局長は、毎年度、政策企画部長が定める日までに、当該年度の翌年度から起算して3年度目に事後評価の対象として見込まれる事業を政策企画部長に報告するものとする。

2 政策企画部長は、前項による各部局長からの報告に基づき、条例第9条の規定により設置する岩手県政策評価委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いたうえで、翌年度以降3年度間における当該計画を策定する。

3 政策企画部長は、事後評価実施計画を策定したときは速やかに実施計画を各部局長に通知する。

(評価基準の策定)

第5 政策企画部長は、第6から第8の評価に用いる評価指標、配点及び判定基準等の評価基準について、各部局長からの内申に基づき、委員会の意見を聴いたうえで、別に定める。

(事前評価の手続き)

第6 各部局長は、所管する事前評価の対象事業について評価を行い、大規模公共事業に

あつては「大規模公共事業事前評価調書」（様式 1 又は 2）を、大規模施設整備事業にあつては「大規模施設整備事業事前評価調書」（様式 1 の 2 又は 2 の 2）を作成し、政策企画部長が別に定める日までに、政策企画部長に提出するものとする。

（継続評価の手続き）

第 7 大規模公共事業を所管する部長は、継続評価の対象事業について評価を行い、「大規模公共事業継続評価調書（箇所一覧）」（様式 3）を作成し、政策企画部長が別に定める日までに、政策企画部長に提出するものとする。ただし、事業内容の一部変更があるなど、所管する部長が特に必要と認める場合にあっては、「大規模公共事業継続評価調書（箇所別）」（様式 4）を作成し、政策企画部長に併せて提出するものとする。

（再評価の手続き）

第 8 大規模公共事業を所管する部長は、再評価の対象事業について評価を行い、「大規模公共事業再評価調書」（様式 5）を作成し、政策企画部長が別に定める日（規則第 13 条第 2 項において準用する規則第 9 条第 2 項第 5 号に該当する場合は、その都度）までに、政策企画部長に提出するものとする。

（事後評価の手続き）

第 9 各部長は、所管する事後評価の対象事業について評価を行い、政策企画部長が別に定める日までに、大規模公共事業にあつては「大規模公共事業事後評価調書」（様式 15）を、大規模施設整備事業にあつては「大規模施設整備事業事後評価調書」（様式 16）を作成し、政策企画部長に提出するものとする。

（評価調書の公表方法）

第 10 政策企画部長は、第 6 から第 9 に掲げる評価を実施したときは、評価調書及びこれを取りまとめた「大規模事業評価の実施状況」（様式 6）を速やかに公表するものとする。

2 政策企画部長は、事前評価及び再評価の結果を公表したときは、県民から意見を聴くこととする。

3 第 1 項の公表は、行政情報センター、行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）における閲覧及び県のホームページへの掲載により行い、前項の意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより行うこととする。

（政策評価委員会への諮問及び答申への対応）

第 11 政策企画部長は、事前評価及び再評価を行った事業の評価内容について委員会に諮問する。

2 政策企画部長は、第 10 第 2 項の規定により提出された県民からの意見を取りまとめて、委員会に提出する。

3 政策企画部長は、第 1 項の規定による諮問に対し委員会から答申があったときは、当該答申の内容を関係部局長に通知するとともに、「大規模事業事前評価答申結果一覧表」（様式 7）又は「大規模公共事業再評価答申結果一覧表」（様式 8）を作成し、答申書と併せて速やかに公表する。

4 関係部局長は、前項の規定による通知があったときは、答申内容に対する対応方針案を作成するものとする。

5 政策企画部長は、前項の答申内容に対する対応方針案を、政策会議（政策会議要綱（昭和 58 年 5 月 25 日施行）第 2 条の規定により設置する会議）又は庁議に付議するものとする。

6 政策企画部長は、前項により決定した対応方針を速やかに公表する。

(評価結果の反映)

- 第 12 各部署局長は、大規模事業評価の結果を施策等の企画立案、予算編成等に適切に反映させるものとし、政策企画部長が別に定める日までに、その反映状況を「大規模事業事前評価実施状況及び評価結果反映状況一覧表」(様式 9)、「大規模公共事業継続評価実施状況及び評価結果反映状況一覧表」(様式 10) 又は「大規模公共事業再評価実施状況及び評価結果反映状況一覧表」(様式 11) に取りまとめて政策企画部長に提出するものとする。
- 2 政策企画部長は、前項の規定により、各部署局長から提出された一覧表をもとに、「大規模事業評価の実施状況及び反映状況について」(様式 12) を取りまとめ、翌年の 2 月末日までに公表する。ただし、これにより難しい場合には、適切な時期に速やかに公表する。
- 3 前項の公表は、行政情報センター、行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)における閲覧及び県のホームページへの掲載により行う。

(県議会への報告)

- 第 13 政策企画部長は、条例第 8 条の規定により、「大規模事業評価の実施状況報告書」(様式 13) 及び「大規模事業評価の実施状況及び反映状況について」(様式 14) を作成し、県議会に提出する。
- 2 前項の報告書は翌年の 2 月県議会定例会の招集日までに提出するものとする。ただし、これにより難しい場合には、適切な時期に県議会に提出する。

(その他)

- 第 14 この要領に定めるもののほか、大規模事業評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 16 年 2 月 18 日経評第 36 号)

この要領は、平成 16 年 2 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 4 月 23 日経評第 26 号)

この要領は、平成 16 年 4 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 11 月 18 日経評第 149 号)

この要領は、平成 16 年 11 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 23 日経評第 272 号)

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日経評第 151 号)

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 2 月 6 日経評第 130 号)

この要領は、平成 21 年 2 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 23 日経評第 139 号)

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 25 日政推第 224 号)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 11 月 1 日政推第 285 号)

この要領は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 11 月 25 日政推第 289 号)

この要領は、平成 22 年 11 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 12 月 28 日政推第 274 号)

この要領は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 22 日政推第 374 号)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 25 年 3 月 26 日政推第 296 号）
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 25 年 11 月 1 日政推第 222 号）
この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
附 則（平成 26 年 3 月 19 日政推第 358 号）
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 30 年 3 月 30 日政推第 390 号）
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 30 年 6 月 5 日政推第 68 号）
この要領は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。
附 則（平成 30 年 11 月 13 日政推第 201 号）
この要領は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。
附 則（平成 31 年 3 月 12 日政推第 350 号）
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 2 年 2 月 19 日政推第 251 号）
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 2 年 11 月 4 日政第 129 号）
この要領は、令和 2 年 11 月 4 日から施行する。
附 則（令和 3 年 10 月 8 日政第 106 号）
この要領は、令和 3 年 10 月 8 日から施行する。
附 則（令和 4 年 9 月 30 日政第 97 号）
この要領は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。
附 則（令和 5 年 9 月 27 日政第 103 号）
この要領は、令和 5 年 9 月 27 日から施行する。

別表1

大規模公共事業評価対象事業一覧

農 林 水 産 部

番 号	事 業 名
1	かんがい排水事業
2	農業用水再編対策事業
3	経営体育成基盤整備事業
4	土地改良総合整備事業
5	漁港整備事業
6	海岸高潮対策事業(農村振興局、水産庁)

県 土 整 備 部

番 号	事 業 名
1	地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)
2	地域連携道路整備事業(地域密着型)
3	広域河川改修事業
4	総合流域防災事業(河川)
5	床上浸水対策特別緊急事業
6	海岸高潮対策事業(水管理・国土保全局、港湾局)(※)
7	三陸高潮対策事業(※)
8	床上浸水対策特別緊急事業(三高)
9	河川総合開発事業(多目的ダム)
10	河川総合開発事業(治水ダム)
11	河川総合開発事業(治水専用ダム)
12	都市計画道路整備事業
13	広域公園整備事業
14	流域下水道事業
15	港湾改修事業
16	港湾施設整備事業
17	港湾環境整備事業
18	空港整備事業(※)

(※)施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外

別表 2

大規模事業事後評価実施計画

事後評価 実施年度	公共・施設 の別	事業の種類	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費 (千円)	着手 年度	完了 年度	事前 評価 年度	再 評価 年度
R 6	公共	道路事業 (道路建設)	地域連携道路整備事業 (ネットワーク形成型)	一般国道340号	押角峠	道路改築 L=3,700m	11,637,000	H26	R2	H25	-
	施設	-	高森高原風力発電所	-	一戸町	定格出力25,300kW(2,300kW x 11基) 制御方式：出力変動緩和制御型風力	12,437,830	H25	H29	H24	-
R 7	公共	水産基盤整備事業	大船渡漁港整備事業	大船渡漁港	大船渡市	-5m岸壁444m 用地33,723m ² 他	8,839,245	H14	H29	H13	H24
	公共	河川事業	築川ダム建設事業	一級河川北上川水系築川	盛岡市	ダム高77.2m、堤頂長242.7m、 堤体積230,000m ³ 、総貯水容量 19,100千m ³	52,286,680	H4	R2	-	H27
	施設	-	岩手県立福岡工業高等学校改築等事業	-	二戸市	校舎 4,193m ² (改築、木造一部RC造)、 仮設校舎 (2,334m ²) 設置、 校舎解体	2,513,252	H30	R2	H29	-
R 8	公共	農業農村整備事業	土地改良総合整備事業	和賀中部岩崎	北上市	区画整理 14.3ha 農道 2.5km 用排水路 143.5km 暗渠排水 14.2ha	5,516,000	H23	R3	H22	-
	公共	道路事業 (道路建設)	地域連携道路整備事業 (ネットワーク形成型)	一般国道397号	小谷木橋	道路改築L=1,420m (橋梁597m含む)	12,400,000	H24	R6	H23	R3
	施設	-	岩手県立久慈高等学校改築等事業	-	久慈市	校舎 6,557m ² (改築、RC造)、 校舎解体、校舎解体に伴うグラウンド 整備 28,564m ²	3,141,655	H29	R3	H28	-